

玄海町企業版ふるさと納税 活用支援事業補助金 について

玄海町 企画商工課

令和6年3月

○玄海町企業版ふるさと納税活用支援事業補助金とは

玄海町の地方創生や地域活性化を目的とした事業を実施する団体等に対し、企業版ふるさと納税を財源として交付する補助金です。

○補助対象事業について

補助金の対象となる事業は、玄海町が定めている地域再生計画に記載されている事業に関係するものです。

玄海町地域再生計画に記載している事業は、

玄海町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 協働と共創による魅力的なまちづくりを図る事業

イ 持続可能な地域産業の振興と雇用の創出を図る事業

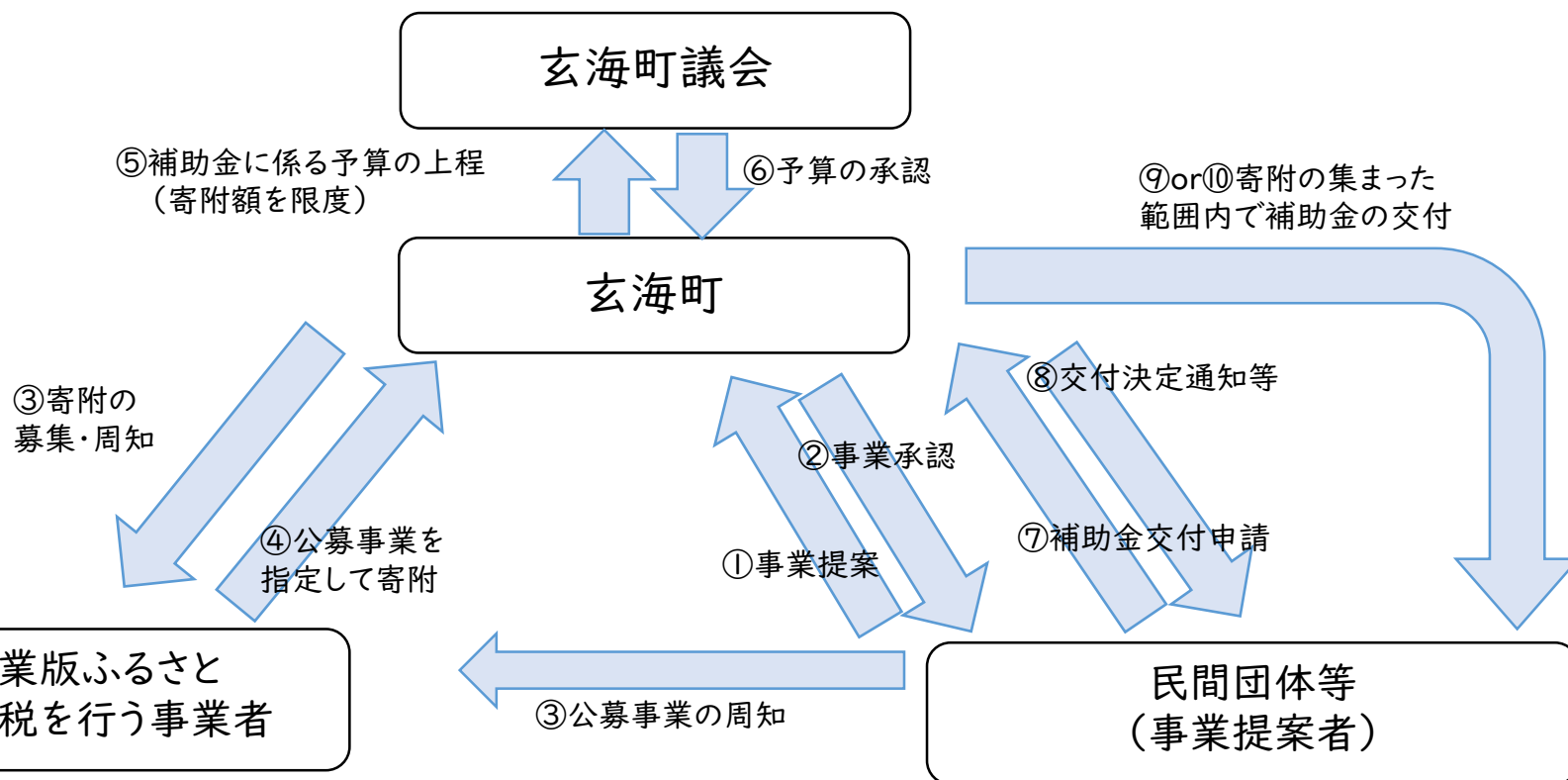
ウ 安心して子育てができる環境の整備を図る事業

エ 人口減少に歯止めをかける定住対策の推進・強化を図る事業

に該当するような事業が補助の対象となります。

補助金の交付までの流れ

玄海町で採択した事業に対して、企業版ふるさと納税を公募し、寄附が集まった範囲内で補助金を交付します。



※玄海町内の事業者は寄附できない
 ※事業提案者の関係会社については
 町外事業者であっても対象外

⑩ or ⑨ 補助金を活用して事業を実施

令和6年度スケジュール

令和6年度補助分については、以下のスケジュールで実施することを想定しています。

	第1回募集	第2回募集
①事業提案	R6.4月～5月末	R6.7月～8月末
②事業採択	R6.4月～6月	R6.7月～9月
③、④寄附募集	事業採択後～7月末 (9月補正メ切迄)	事業採択後～10月末 (12月補正メ切迄)
⑤予算編成	R6.8月上旬	R6.11月上旬
⑥議会の承認	R6.9月下旬	R6.12月下旬
⑦補助金交付申請	R6.9月下旬	R6.12月下旬
⑧補助金交付決定	R6.9月下旬	R6.12月下旬
⑨or⑩補助金交付※	R6.10月～R7.3月	R7.1月～R7.3月
⑩or⑨事業実施	R6.10月～R7.3月	R7.1月～R7.3月

※補助金交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前に要した経費も補助対象経費として認める。

○必要最低補助額について

申請の際に、事業を実施するために最低限必要な補助額を記載してもらいます。
必要最低補助額を寄附額が下回った場合は、補助金を交付することができません。

○企業版ふるさと納税の公募について

事業が採択された場合、企業版ふるさと納税の公募を町のホームページにて実施します。事業を実施する団体におかれましても、企業版ふるさと納税への寄附について、積極的に周知してください。

○関係会社による寄附の禁止について

寄附をしようとしている企業と、事業を実施する団体が関係会社である場合は、寄附することはできません。

○議会の議決について

企業版ふるさと納税による寄附が集まったのちに、玄海町議会に予算を提案します。
玄海町議会の議決されなかった場合は、補助金を交付することができません。

○寄附を申し込む際の注意事項

採択された事業に寄附を行う際は、寄附申出書のほか、「採択事業指定書」を提出してください。

次に該当する場合は、頂いた寄附金が他の地方創生事業に充当されることを御了承のうえ、御寄附ください。

- ①議会で補助金の予算が議決されなかった場合
- ②指定した事業に、執行残が生じた場合
- ③指定した事業が、必要最低補助額まで寄附が集まらなかった場合
- ④指定した事業が、何らかの理由で実施できなくなった場合

○関係会社による寄附の禁止について

寄附をしようとしている企業と、事業を実施する団体が関係会社である場合は、寄附することはできません。

○町内に本社がある場合

町内に本社がある事業者は、寄附をしても法人税等は軽減されません。